

# こんなことが「共謀罪」に!?



(C)SeiraNishitani & Ribbon Project Remix

## ●治安維持法の再来

共謀罪は、内心に踏み込み、処罰するものです。戦前の治安維持法も、戦争反対などの思想（内心）を処罰しました。天皇制や私有財産制度に反対する人を対象としましたが、侵略戦争がすすむなか、戦争に反対したり、政治にものを言う人たち・団体、政府が問題だと考える団体などに拡大して適用されました。治安維持法の再来である共謀罪に反対しましょう。

## ●労働運動の弾圧に利用された共謀罪

イギリスで生まれた共謀罪は、19世紀、ストライキの共謀など、労働組合運動の弾圧に猛威をふるいました。（パンフ『共謀罪 話し合うことが罪になる』より）

「共謀罪」に反対する署名にご協力ください。

\*署名用紙は「国民救援会」のホームページからダウンロードしてください。

# 共謀罪NO! 学習資料① 2017.2

## 安倍政権のウソ・ごまかしを暴き、共謀罪の危険性を広げよう

「戦争する国」づくりをすすめる安倍政権。戦争法にくわえ、共通番号制度、秘密保護法、盗聴法の改悪など、国民を監視し、「戦争反対」などの国民の声を抑えるための法律を相次ぎ強行してきました。その安倍政権が次に狙うのが「共謀罪」です。3度廃案になった共謀罪を「テロ対策のため」など、ウソとごまかしで成立を狙っています。

共謀罪の新設を許さないために、その本質と狙いを学びましょう。

\*政府は、共謀罪を「テロ等準備罪」と呼んでいます。

## そもそも「共謀罪」って何？



「共謀（きょうぼう）」を辞書でひくと、「共同で（悪事を）たくらむこと」と書かれています。

通常、殺人罪ならば人を殺したこと、窃盗罪ならば物を盗んだことなど、実際に犯罪が実行され、被害が生じた場合に、その犯行を罰します。

しかし、「共謀罪」は、共同で犯罪を「たくらんだ」ことを罰するものです（その後に行行を実行する・しないに関係なく、罰せられます）。

今回狙われている共謀罪は、「組織的な犯罪集団」が、対象となる犯罪（★）について、2人以上で計画＝共謀（話し合い、合意する）し、そのうちの誰か一人でも「準備行為」（★★）をしたときに罰する、としています。なお、自首したときには、刑が減免されます。

### ★「共謀罪」の対象となる犯罪

対象となる犯罪＝死刑、無期懲役、長期（刑期の上限）4年以上の刑を定める犯罪。犯罪の数は676。殺人、放火など重大犯罪から、窃盗、詐欺、道路交通法や公職選挙法など市民生活にもかかわる犯罪、組織的な監禁罪や威力業務妨害罪など労働運動の弾圧に利用された犯罪も含まれます。

政府は、国民の批判を受け、対象犯罪の数を減らすことを検討していますが、数が減っても危険な本質は変わりません。

### ★★「準備行為」

政府は、過去に廃案となった法案を「限定した」と言っています。その1つが、「話し合い・合意」に、「準備行為」を加えたことです。

しかし、どのような行為が「準備」にあたるのかを判断するのは警察です。政府は、「準備行為」がなければ逮捕できないとしています。捜査はすすめられるわけです。共謀罪を理由にして、広く国民を監視するような捜査に変わりはありません。犯罪前に「合意」で罰するという本質も変わりません。



発行：全国労働組合総連合、自由法曹団、日本国民救援会  
 〈連絡先〉〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会

## 安倍首相は「テロ対策」で必要というけど？



### ●共謀罪がなくても組織犯罪防止条約の締結は可能

安倍首相は、「テロ対策」のために共謀罪（「テロ等準備罪」）が必要だと主張し、共謀罪がないと国際組織犯罪防止条約に締結できない、そうならば東京オリンピックも開けない、などと言っています。

しかし、これはごまかしです。国際組織犯罪防止条約のそもそもの目的は、「テロ防止」ではなく、マフィアなど国際的な経済犯罪対策です。さらに、条約では、締結にあたって「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」とされています。日本の基本原則は、犯罪を実行した場合に処罰することで、共謀罪はそれに反します。

### ●テロ対策の13国際条約を締結。いまの法律で取締まりは可能

「テロ対策」については、テロ防止のための13の国際条約（爆弾テロ防止条約、航空機内の犯罪防止条約など）があり、日本はそのすべてを締結し、国際的協力を築いています。また、国内においても、重大な犯罪について犯罪の前に罰するために58もの罪（爆発物取締、サリン人身被害防止法など）ができています。

テロ対策というのであれば、日本政府が、テロを生み出す差別や貧困、抑圧などの解決のために、対話を広げる外交努力をおこなうことこそ必要ではないでしょうか。しかし、安倍政権は、戦争法を作り、米軍基地建設をすすめる、アジアと世界の軍事的緊張を強め、逆にテロの脅威を高めています。

## 「一般の方」には関係ないって本当ですか？



### ●「テロ集団」に定義なし。「一般の人」決めるのは警察

安倍首相は、テロ集団や暴力団など「組織的な犯罪集団」が対象で、「一般の方々を対象にならない」と、国会で答弁しています。しかし、「テロ集団」の明確な定義はありません。また、「一般の人」といいますが、捜査のさいに、誰が「一般の人」かどうかを決めるのは、私たち自身ではなく警察です。

たとえば、沖縄の基地建設に反対するために、数人の住民が「なんとか工事の強行を止めたい」と集まりました。工事を集団で止めることは共謀罪の対象（組織的な威力業務妨害）とみなされ、相談をした住民が「組織的な犯罪集団」と決め付けられかねません。

### ●日常のコミュニケーションが警察の監視の下に

殺人事件であれば、死体が見つかり捜査が始まり、凶器などの遺留品から、犯人を特定していきます。しかし、共謀罪では、いつ・どこで・だれが犯罪について「話し合い・合意」するかを捜査するため、日常の会話や電話、メールなどのコミュニケーションが監視されることになります。昨年の参院選の際に発覚した大分・別府警察署による「公職選挙法違反」を理由に、一般市民を含め盗撮していたような事態が、日常的におこりかねません。

盗聴法（通信傍受法）が改悪され、警察が日常的に膨大な盗聴をすることが可能になりました。

### ●国民が相互監視、密告が奨励される社会に

いま警察は、市民や事業所に捜査の協力を呼びかけ、警察の肩代わりをさせる施策を推進しています。共謀罪ができれば、戦前のように、国民がお互いに監視し、特高警察などに密告した「隣組」のような相互監視・密告社会になりかねません。



## 「共謀罪」は、なぜ問題なの？



### ●近代刑法（日本の刑法）の原則に反する

近代刑法は、犯罪を実行した（既遂）場合に処罰し、心のなかで「悪い」ことを考えても、それを実行しなければ処罰しないのが基本原則です。この基本原則は日本の刑法も同じです。ところが、「共謀罪」は、犯罪の実行ではなく、「合意」を処罰するため、近代刑法や日本の刑法の原則に反します。

### ●日本国憲法に反する一民主主義の土台をゆがめる

日本国憲法では、思想・信条の自由、信教の自由など内心の自由や、表現の自由を保障しています。これは、戦前、治安維持法によって、「戦争反対！」と声を上げること、さらには心の中で「戦争はいやだ」と思うことさえも、特高警察や憲兵に弾圧された苦い経験を踏まえたものです。

話し合い、合意することを罰する「共謀罪」は、ものごとを自由に思考し、討議する民主主義の土台を揺るがすものです。

### ●冤罪を生み、国民の運動を抑圧する

「共謀罪」では「合意」したことを証明するために、凶器や指紋などの物的証拠が使えないので、「お前らが共謀したろう」と自白を強要することになります。また、昨年、他人の犯罪を密告すれば、自分の刑が軽くなる司法取引制度が導入されましたが、自分が助かりたいために、「あいつらが共謀しているのを聞いた」などとウソの密告がされる危険があります。共謀罪は、冤罪を多く生みます。

さらに、菅生（すごう）事件（★）のように、警察が特定の団体にスパイを送り込み、スパイが「共謀」を成立させて団体を弾圧し、スパイ自身は自首し刑を免除される、このように利用される恐れもあります。

★菅生事件＝1952年、大分県菅生村で、公安警察官Xが身分を隠して日本共産党に潜入し、自作自演で交番を爆破。共産党員らが犯人として逮捕されましたが、裁判で事実が明らかになり、党員らは無罪に。一方、Xは刑を免除され、その後警察幹部に昇進するなど異例の出世を果たしました。

## 警察が住民運動を監視!? 共謀罪ができれば...

共謀罪を取り締まるのは、警察です。

その警察が、住民運動を敵視し、個人の情報を集めたい、その情報を企業に提供してた事実を、2014年7月、朝日新聞がスクープしました。

岐阜県大垣市で、風力発電建設が持ち上がり、地元住民が「低周波の被害はないか」「山を開くことになり、自然に影響はないか」など、学習会などを開きました。そうしたところ、地元の大垣警察署は風力発電建設会社を呼んで、“A男やB男が学習会を開いている。C子も公害問題など市民運動をしているから警戒した方がいい”など、個人のプライバシー情報を含め、企

業に提供していました。

### 監視は「通常の警察の業務」

Aさんらが警察に抗議すると「通常業務の一環」と開き直り、国会で追及された警察庁幹部も「通常の業務」と答弁しました。

こんな警察に共謀罪を与えたら、住民が日照権問題や環境問題など、企業や自治体に被害を訴えることが、企業や自治体の業務を組織的に妨害しようとしたとして、共謀罪の対象とされる恐れがあります。

共謀罪によって、警察による監視はさらに広がり、私たちの暮らしは「丸裸」にされてしまいます。